

人・農地の未来を考える「地域計画」を作成しましょう！

地域計画作成の目的

農業者の高齢化や減少が進む中、農地を後世に残し、農業を効率的に営むためには、将来の農地利用について話し合い、目指す姿を具体化することが重要です。

誰が地域の農業を担うのか、活力ある農村をどう創るのかなど、集落や住民で将来像を話し合しましょう。

地域計画と目標地図

①「地域計画」ってなに？

- ・地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。
- ・従来の人・農地プランに目標地図が追加されるイメージです。

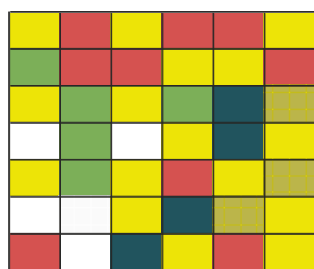
地域計画 = 地域農業の将来のあり方 + 目標地図

- ・令和7年3月末までに作成する必要があります。

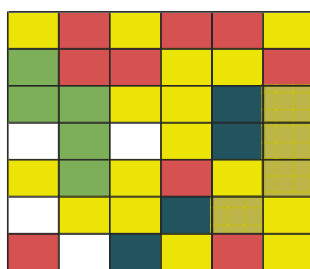


②「目標地図」ってなに？

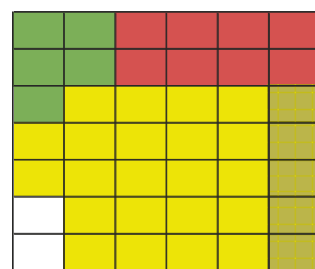
- ・農地一筆ごとに、将来（10年後）の耕作予定者を示した地図です。
- ・農地の貸借は目標地図に基づいて行うこととなります。
- ・集約化の合意が難しい場合は、一旦数年先の姿で目標地図を作成し、令和7年度以降も話し合いを続け、理想とする目標地図の作成を目指しましょう。



現状



目標地図
(数年先)



理想的な目標地図
(10年先)

集落等での地域計画の作成方法(例)

【話し合いに向けた準備】

① 現況地図の作成（現在の耕作者等の把握）

地域内の農地ごとに現状の所有者と耕作者を整理し、現況地図を作成します。

② 将来（10年後）の耕作の見込み、意向等の把握

耕作者の年齢や後継者の有無、将来の耕作意向等をアンケート等で確認します。

【集落での話し合い】

③ 将来の地域農業のあり方、将来の耕作者についての話し合い

- ・ 現況地図に②の結果を反映（特に後継者がいない農地を「見える化」）し、後継者不在の農地を誰が担うのかなど話し合い、**1筆ごと**に将来の耕作者を明確化しましょう。
- ・ あわせて、将来の地域農業のあり方を話し合いましょう。

④ 地域計画案の作成・市町への提出

地域計画の様式に整理して必要事項を記載し、地域計画（目標地図）の案を完成します。その後、案を市町に提出しましょう。



【ポイント】

- ① 将来の耕作予定者が未定の農地は「今後検討」と記入いただいて構いません。また、一筆の農地に複数の耕作予定者を併記することも可能です。
- ② 集落外から入り作している担い手の意向もできる限り反映させましょう。
- ③ 地域計画は、概ね5年毎に見直しを行う予定ですが、更新も可能です（市町にご相談ください）。

地域計画を作成した地域に対する支援(補助事業)

① 地域計画の実現に向け取り組んでいる地区への支援

- ・ 機構集積協力金：担い手への農地の集積や集約化に向け、農地中間管理機構を介し、農地の貸借を行う地域に交付する（水路の改修や機械の導入などに活用可能）
- ・ 農地耕作条件改善事業：ほ場条件の改善等に対する支援

② 目標地図で将来の耕作予定者に位置付けられた経営体への支援

- ・ 農地利用効率化等支援交付金：機械や施設等の導入支援
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業：集落営農組織の活性化に向けたビジョン作成、若者等の雇用、機械等の導入などの支援

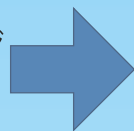


地域計画に関するご質問は各市町にお問い合わせください。

令和6年3月 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

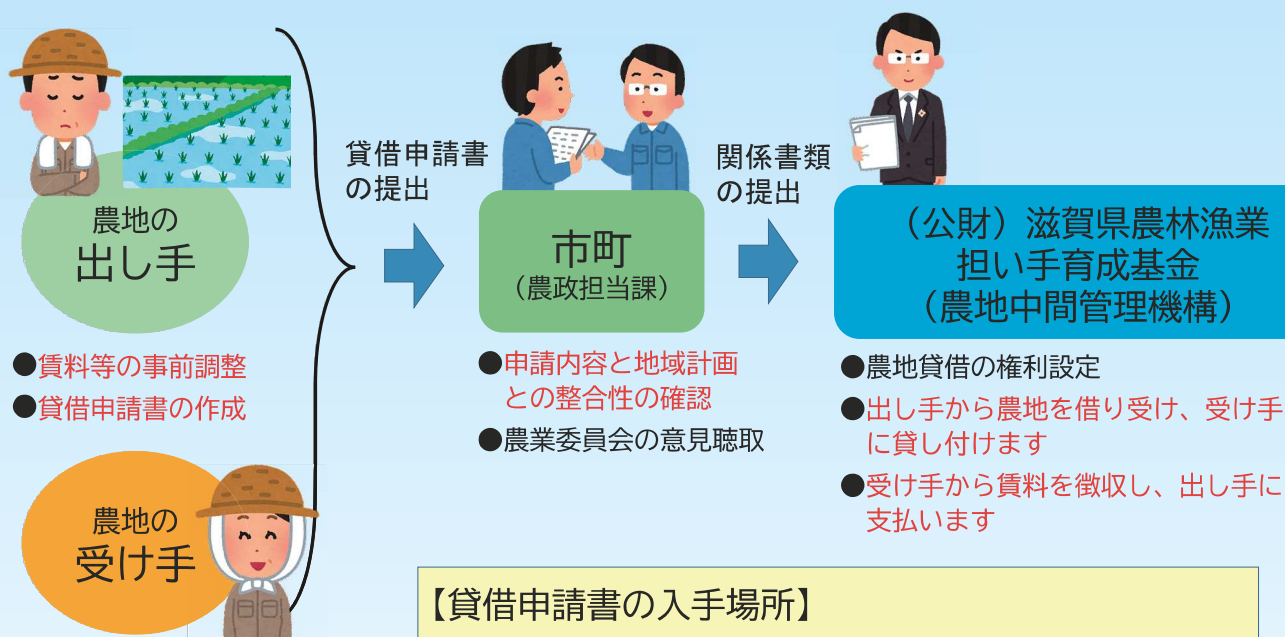
地域計画に基づく 新しい農地貸借の仕組み

右ページ
に続く



- ・農地の貸借を希望される場合は、**申請手続きが必要**です。
- ・**申請の窓口は、市町（農政担当課）**になります。農地の貸借を希望される場合、所有者（出し手）と耕作者（受け手）が**貸借の期間や賃料等の条件を調整のうえ**、貸借申請書を作成し、**市町（農政担当課）**に提出してください。
- ・申請内容について**市町が地域計画との整合性などを確認した後**、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（農地中間管理機構）を通じて農地の貸借が行われます。

貸借の権利設定の手続き



【貸借申請書の入手場所】

- ・各市町の農政担当課に備え付けています。
- ・担い手育成基金(農地中間管理機構)のホームページからもダウンロードできます。

【受付場所】

- ・市町農政担当課(貸借しようとする農地が所在する市町)



【受付期間】

- ・随時受け付けています。
- ・貸借申請書の受付から権利設定までは**3～5か月**かかります。

※本県では、「公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金」が「農地中間管理機構」として知事の指定を受けています。



左ページ
からの続き

農地の貸借の留意事項

◆地域計画（目標地図）との関係

- ・担い手育成基金（農地中間管理機構）は、**原則、地域計画（目標地図）の内容に沿って**農地の貸借を行います。
- ・**目標地図の記載内容と異なる農地の貸借は原則としてできませんが、そのような貸借や地域計画が未策定の地域において農地の貸借を希望される場合は、事前に市町（農政担当課）までご相談ください。**

◆賃料の取り扱い

- ・賃料は、担い手育成基金（農地中間管理機構）が取り扱います。
- ・受け手からの賃料の徴収は、毎年11月15日に金融機関の指定口座（滋賀県内の農業協同組合に限ります）から担い手育成基金（農地中間管理機構）が引き落とします。
- ・出し手への賃料のお支払いは、毎年12月末日までに指定の金融機関の口座へ担い手育成基金（農地中間管理機構）が振り込みます。

◆その他

- ・出し手と受け手で事前に貸借期間や賃料等の**条件が調整できていない場合や、耕作者（受け手）が決まっていない場合は、貸借申請書を受付できません。**
- ・市町から提出のあった書類をもとに、担い手育成基金（農地中間管理機構）が農地貸借に必要な書類を作成し、これを県（草津市、甲賀市にあっては市）が法律（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき認可し、公告することで権利が設定されます。
- ・担い手育成基金（農地中間管理機構）が令和4年度まで行っていた借受希望者の公募、農地所有者と耕作者のマッチングは、法改正（R5.4.1）により終了しました。

農地の貸借に関するお問い合わせ先

◆農地貸借の申請に関すること

- ・各市町の農政担当課（農地が所在する市町）

◆農地貸借後の貸借条件の変更等に関すること

- ・担い手育成基金（農地中間管理機構）の地域窓口（農地が所在する地域窓口）

地域窓口	住所	連絡先	地域窓口	住所	連絡先
大津・南部	滋賀県農業教育情報センター2F	077-536-6525	湖東	滋賀県湖東合同庁舎2F	0749-30-9117
甲賀	滋賀県甲賀合同庁舎4F	0748-62-8015	湖北	滋賀県湖北合同庁舎4F	0749-62-8998
東近江	滋賀県東近江合同庁舎4F	0748-22-1129	高島	JALレーク滋賀新旭支店2F	0740-25-0717

※本部（滋賀県農業教育情報センター2F） 077-523-4123

（発行）公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（農地中間管理機構）
滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

（令和6年3月）